

建設業許可事業所の皆様へ

「経営事項審査の審査基準の改正について」

(長崎県土木部監理課)

(1) 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

建設業法第27条の23に基づく経営事項審査(以下単に「経営事項審査」という。)において、社会性等(労働福祉の状況)に係る評価の項目及び基準を次の①及び②のとおり改正し、平成24年7月1日から施行することとなります。

- ① 評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとなります。(規則及び告示第1の4の1)
- ② 「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)となります。(告示付録第2)

現 行			改正後		
	点数(素点)	総合評定値への影響		点数(素点)	総合評定値への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 43	雇用保険	▲ 40	▲ 57
健康保険及び 厚生年金保険	▲ 30	▲ 43	健康保険	▲ 40	▲ 57
			厚生年金保険	▲ 40	▲ 57
合計	▲ 60	▲ 86	合計	▲ 120	▲ 171

その他の審査項目(社会性等)

(用紙A4)
2 0 0 0 4

労働福祉の状況		
項目	項番	3
雇用保険加入の有無	4 1	1
健康保険加入の有無	4 2	1
厚生年金保険加入の有無	4 3	1
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	1
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	1
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	2

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合に加入している場合は、「3. 適用除外」を選択すること

(2) 再審査申請について

制度改正に伴い、平成24年6月以前に経営事項審査申請をされた方は再審査申し立てをすることができます。

長崎県の平成25年度入札参加資格については、再審査の申し立ての有無にかかわらず、所定の申請期間内(平成24年1月から10月までの間)に入札参加資格審査申請をし、審査を受け、審査済みと認められたものについては、資格を有するものとみなします。

また、長崎県以外の公共工事発注機関への入札参加資格申請における再審査の申し立ての要否については、各発注機関へお問い合わせ下さい。

★申請期間 平成24年7月1日～平成24年10月29日

詳しくは土木部監理課又は当事務所建設業担当までご相談下さい。